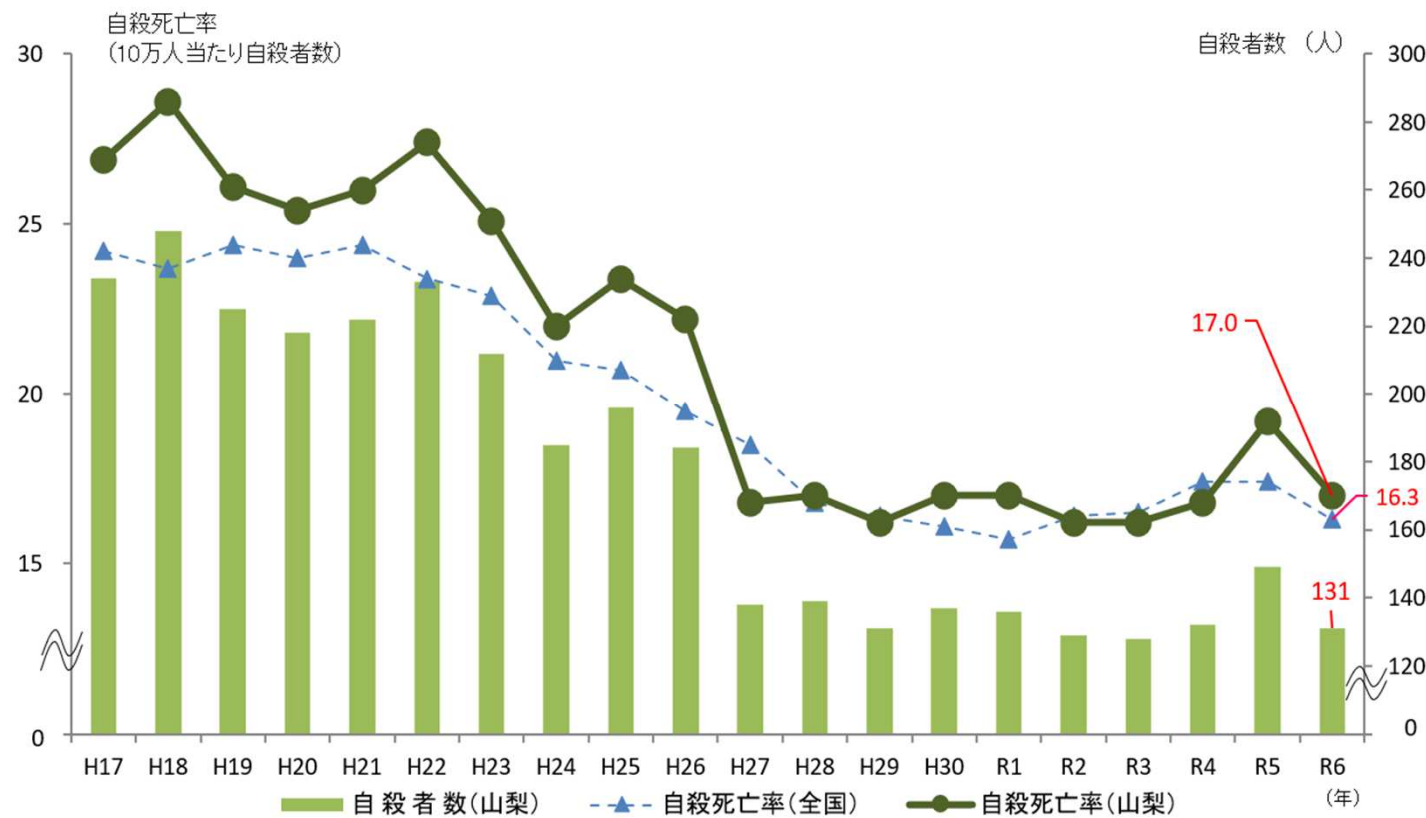


自殺の現状

1 住所地ベースの自殺者数等

◇人口動態統計（概数）（厚生労働省）住所地を基に死亡時点で計上

- ・R6年の本県の自殺者数（概数）は、**131人**となり、昨年から**18人**減少。
- ・自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、**17.0**となり前年から**2.2**ポイント減少、全国順位はワースト**7**位から**17**位となった。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
自殺者数（山梨）	234	248	225	218	222	233	212	185	196	184
自殺死亡率（山梨）	26.9	28.6	26.1	25.4	26	27.4	25.1	22.0	23.4	22.2
自殺死亡率（全国）	24.2	23.7	24.4	24	24.4	23.4	22.9	21	20.7	19.5

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自殺者数（山梨）	138	139	131	137	136	129	128	132	149	131
自殺死亡率（山梨）	16.8	17.0	16.2	17.0	17.0	16.2	16.2	16.8	19.2	17.0
自殺死亡率（全国）	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4	17.4	16.3
順位	39位	23位	31位	14位	15位	27位	27位	29位	7位	17位

出典：人口動態統計（厚生労働省）
令和6年は概数の概況

【性・年齢階級別】

- ・男性は総数で14名減少したが、70代では10名の増加。
- ・女性は総数で4名減少したが、20歳未満は5名の増加。

総数

年齢	山梨県						全国						
	R2	R3	R4	R5	R6	R2~R6平均	R6-R5	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R5
20歳未満	6	5	3	5	7	7.4	2	763	762	783	773	761	△ 12
20~29歳	10	22	12	15	9	16.6	△ 6	2,415	2,526	2,397	2,405	2,343	△ 62
30~39歳	12	11	14	15	14	15.0	△ 1	2,515	2,477	2,465	2,505	2,329	△ 176
40~49歳	23	18	23	27	22	26.2	△ 5	3,422	3,472	3,574	3,505	3,128	△ 377
50~59歳	24	16	20	30	18	26.6	△ 12	3,321	3,497	3,970	4,068	3,695	△ 373
60~69歳	20	18	24	23	20	25.4	△ 3	2,693	2,491	2,695	2,667	2,487	△ 180
70~79歳	23	23	20	17	26	26.4	9	2,878	2,883	2,909	2,776	2,574	△ 202
80歳以上	11	15	16	17	15	17.4	△ 2	2,196	2,146	2,419	2,303	2,246	△ 57
不詳	0	0	0	0	0	0.0	0	40	37	40	35	31	△ 4
計	129	128	132	149	131	161.0	△ 18	20,243	20,291	21,252	21,037	19,594	△ 1,443

男

年齢	山梨県						全国						
	R2	R3	R4	R5	R6	R2~R6平均	R6-R5	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R5
20歳未満	1	4	2	4	1	4.0	△ 3	461	440	447	406	355	△ 51
20~29歳	7	15	9	10	7	11.4	△ 3	1,616	1,649	1,617	1,541	1,464	△ 77
30~39歳	8	9	11	11	11	11.6	0	1,793	1,753	1,720	1,833	1,663	△ 170
40~49歳	14	11	13	21	16	18.0	△ 5	2,392	2,450	2,557	2,594	2,306	△ 288
50~59歳	18	11	14	23	15	20.6	△ 8	2,307	2,416	2,776	2,858	2,615	△ 243
60~69歳	13	10	14	20	18	18.6	△ 2	1,813	1,652	1,844	1,846	1,748	△ 98
70~79歳	17	16	13	9	19	17.8	10	1,820	1,820	1,847	1,835	1,740	△ 95
80歳以上	9	13	12	10	7	11.8	△ 3	1,350	1,295	1,518	1,447	1,430	△ 17
不詳	0	0	0	0	0	0.0	0	36	33	36	28	28	0
計	87	89	88	108	94	113.8	△ 14	13,588	13,508	14,362	14,388	13,349	△ 1,039

女

年齢	山梨県						全国						
	R2	R3	R4	R5	R6	R2~R6平均	R6-R5	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R5
20歳未満	5	1	1	1	6	3.4	5	302	322	336	367	406	39
20~29歳	3	7	3	5	2	5.2	△ 3	799	877	780	864	879	15
30~39歳	4	2	3	4	3	3.4	△ 1	722	724	745	672	666	△ 6
40~49歳	9	7	10	6	6	8.2	0	1,030	1,022	1,017	911	822	△ 89
50~59歳	6	5	6	7	3	6.0	△ 4	1,014	1,081	1,194	1,210	1,080	△ 130
60~69歳	7	8	10	3	2	6.8	△ 1	880	839	851	821	739	△ 82
70~79歳	6	7	7	8	7	8.6	△ 1	1,058	1,063	1,062	941	834	△ 107
80歳以上	2	2	4	7	8	5.6	1	846	851	901	856	816	△ 40
不詳	0	0	0	0	0	0.0	0	4	4	4	7	3	△ 4
計	42	39	44	41	37	47.2	△ 4	6,655	6,783	6,890	6,649	6,245	△ 404

出典：人口動態統計（厚生労働省）

No	山梨県自殺対策推進計画			R6 項目評価				R6 施策評価				R6実施状況	項 a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) 目 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) 評 c: 意図した成果は十分ではない(40%以上80%) 価 d: 意図した成果が上がりなかった(40%未満)	施 A: 項目評価で a が30%以上、かつ c,d 無し 策 B: 項目評価で b 以上が60%以上、かつ d 無し 評 C: 項目評価で b 以上が60%以上だが d 有り 価 D: 項目評価で b 以上が60%未満			
	柱	施策	項目	a	b	c	d	A	B	C	D						
評価				a	b	c	d	A	B	C	D	○項目評価: 全108項目中、a評価9項目(8.34%)、b評価98項目(90.74%)、c評価1項目(0.92%)、d評価0項目。					
件数				9	98	1	0	1	14	1	0	○施策評価: 全16項目中、A評価1項目(6.25%)、B評価14項目(87.5%)、C評価1項目(6.25%)、D評価0項目。					
1	(1) 普及啓発活動の推進	①県民理解の増進	ア 山梨いのちの日(3月1日)における広報啓発	a	b	c	d	A	B	C	D	【イ 自殺予防週間・自殺対策強化月間における広報啓発】 ・自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に合わせてSNS、ラジオ、広報誌等を活用し、相談窓口等の周知を行った。 【カ 児童生徒に対する普及啓発】 ・全ての学校において学習指導要領に基づく「心の健康等」をテーマにした保健体育の授業が実施され、児童生徒に対して一定の基礎・基本的な知識の定着は図られた。 【キ 教職員に対する周知】 ・小中学校では、生徒指導主事(主任)研修会において、高校では、生徒指導主事研修会、教育相談研修会において、教職員を対象に自殺防止の研修会等を実施。 【シ 人権問題等に関する正しい知識の普及】 ・児童生徒に対しては、特別活動や道徳の学習において、教職員に対しては各種研修会において人権を尊重する内容について取り扱った。全小中学校において男女混合名簿を取り入れ中学校においては、性別表現の多様性を認める制服を導入する学校も増えており、男女平等、性的マイノリティに対する配慮がなされている。 【ク 毒物・劇物の取扱に対する普及啓発】 ・登録・届出事業者等への監視・指導を適切に実施。毒物劇物取扱責任者講習会では、立入検査時の指導内容や、事故事例を紹介し、取扱及び管理の徹底を図ることができた。 【ソ 薬物乱用防止対策の強化】 ・薬物乱用防止に関する県政出張講座を14回実施するなど、薬物に関する知識の普及啓発を図った。					
2			イ 自殺予防週間・自殺対策強化月間における広報啓発	a	b	c	d										
3			ウ 社会全体の認識の醸成	a	b	c	d										
4			エ 自殺対策に関する理解者・賛助者の拡大	a	b	c	d										
5			オ 相談窓口等の周知	a	b	c	d										
6			カ 児童生徒に対する普及啓発	a	b	c	d										
7			キ 教職員に対する周知	a	b	c	d										
8			ク 事業所等に対する普及啓発	a	b	c	d										
9			ケ 高齢者層等への情報の提供	a	b	c	d										
10			コ 毒物・劇物の取扱に対する普及啓発	a	b	c	d										
11			サ 違法・有害情報対策の強化	a	b	c	d										
12			シ 人権問題等に関する正しい知識の普及	a	b	c	d										
13			ス うつ病に関する正しい知識の普及啓発	a	b	c	d										
14			セ 依存症対策の強化	a	b	c	d										
15			ソ 薬物乱用防止対策の強化	a	b	c	d										
16			タ 市町村に対する支援	a	b	c	d										
17	②調査研究の推進	ア 実態の解明	a	b	c	d	A	B	C	D	【ウ 子どもに関する調査・分析】 ・年間3回の「諸課題に関する調査」を行い、自校の実態を把握するとともに、課題に対応できるよう周知した。						
18		イ 調査研究成果の活用	a	b	c	d											
19		ウ 子どもに関する調査・分析	a	b	c	d											
20	③情報発信のあり方の周知	ア 世界保健機関(WHO)が作成した手引きの周知	a	b	c	d	A	B	C	D	・世界保健機関(WHO)が作成した「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」を、自殺予防週間等のプレスリリース時に周知。						
21	(2) 人材の確保・育成	①自殺対策関係団体等の活動の支援	ア 民間団体との連携・協働	a	b	c	d	A	B	C	D	【エ 産業カウンセラー等における支援】 ・(一社)山梨県労働者福祉協会が実施する、産業カウンセラーや弁護士等に相談できる勤労者生活応援事業に助成することで、労働者の悩みを解消し、心身共に健康で充実した生活が送れるよう支援を行った。					
22			イ 民間団体に対する支援	a	b	c	d										
23			ウ 市町村に対する支援	a	b	c	d										
24			エ 産業カウンセラー等における支援	a	b	c	d										
25			オ 生活困窮者に対する支援	a	b	c	d										
26		②人材の確保	ア ゲートキーパーの養成	a	b	c	d						A	B	C	D	【ア ゲートキーパーの養成】 ・市町村職員を対象とした指導者養成研修を実施し、市町村におけるゲートキーパーの養成を支援した。(市町村等におけるゲートキーパー養成数1,475人) 【オ 教育現場等における人材の育成】 ・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市町村・県職員等を対象に、児童生徒の自殺リスクアセスメントと他機関連携、支援体制構築に必要な視点を習得するための研修会を開催。31名が受講した。
27			イ 地域保健・福祉関係者等に対する支援	a	b	c	d										
28			ウ 薬物相談業務を担う職員の育成	a	b	c	d										
29	エ がんに関するピア・サポーターの育成		a	b	c	d											
30	オ 教育現場等における人材の育成		a	b	c	d											
31	カ 若年層の参画		a	b	c	d											
32	キ 産前産後における支援人材の育成		a	b	c	d											
33	ク 介護等高齢者に関する課題への対応	a	b	c	d												

No	山梨県自殺対策推進計画			R6				R6実施状況	項 a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) 目 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) 評 c: 意図した成果は十分ではない(40%以上80%) 価 d: 意図した成果が上らなかった(40%未満) 施 A: 項目評価で a が30%以上、かつ c,d 無し 策 B: 項目評価で b 以上が60%以上、かつ d 無し 評 C: 項目評価で b 以上が60%以上だが d 有り 価 D: 項目評価で b 以上が60%未満	
	柱	施策	項目	項目評価						
34	(3)心の健康づくりの推進	①学校における心の健康づくり	ア スクールカウンセラーの取組	a	b	c	d	A B C D	【ア スクールカウンセラーの取組】 ・臨床心理士等の専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして任用し、小学校165校(全校)、中学校79校(全校)、高等学校12校の計256校へ配置、要請訪問で高校の未配置校に対応、及び長期不登校児童生徒への対応を行った。	
35			イ スクールソーシャルワーカーの取組	a	b	c	d		【イ スクールソーシャルワーカーの取組】 ・教育や福祉に関する専門的な知識・経験を有する者をスクールソーシャルワーカーとして任用し、各教育事務所に小中学校担当を13名、総合教育センターに高校担当を2名、計15名を配置した。	
36			ウ 関係機関等の連携	a	b	c	d		【エ 学校におけるメンタルヘルス】 ・いじめ、不登校、発達課題等に関する様々な内容についての面接相談を実施した。 面接相談件数 1021件(不登校、いじめ、進路等の相談 411件、発達課題に関する相談 610件) ・24時間体制で電話相談を実施する。また、発達課題に関する電話相談にも対応。 24時間電話相談件数 1870件、発達課題に関する相談件数 1487件	
37			エ 学校におけるメンタルヘルス	a	b	c	d			
38			オ SOSの出し方に関する教育	a	b	c	d			【オ SOSの出し方に関する教育】 ・児童生徒、学校関係者、保護者がSOSの出し方とともに、SOSの受け止め方についても理解を深める機会を提供した。
39			カ しなやかな心の育成	a	b	c	d			【キ SOSの受け止め方に関する普及啓発】 ・小中学校、高校の生徒指導担当者、教育相談担当者やスクールカウンセラーを集めた連絡会議や研究会等で、自殺や自殺関連事象への理解を図るための研修を実施するとともに、研究校における事例等を共有し、児童生徒のSOSを受け止めることができる人材育成を図った。
40			キ SOSの受け止め方に関する普及啓発	a	b	c	d			
41			ク SNSの適正利用などに関する教育体制の充実	a	b	c	d			【ク SNSの適正利用などに関する教育体制の充実】 ・教職員や保護者を対象とした研修やセミナーにおいて、情報モラル教育の必要性を周知した。 各学校においては、特別活動や各教科における諸活動を通して、ICT端末の安全な活用に係る指導を行い情報モラルの醸成を図った。
42			ケ 研修の実施	a	b	c	d			【ケ 研修の実施】 ・生徒指導主事を集めた研修会や連絡会議等で、自殺予防に係る教育(SOSの出し方に関する教育)に関する研修を実施した。
43			②職場における心の健康づくり	ア 働き方改革に向けた取組の支援	a	b	c			d
44	イ メンタルヘルス対策の促進	a		b	c	d				
45	ウ 従業員向けの健康増進	a		b	c	d				
46	エ 女性が活躍できる環境づくりの推進	a		b	c	d				
47	③地域における健康づくり	ア 地域における健康づくり・生きがいづくり	a	b	c	d	A B C D	【ア 地域における健康づくり・生きがいづくり】 ・4保健所全てで地域セーフティネット連絡会議を開催し、地域の課題や取組状況についての情報共有と地域住民の心の健康保持、向上を図った。 【イ 地域の居場所づくりの推進】 ・生活困窮世帯等の中学・高校生を対象に、学習支援を実施。参加者数102名。 【キ 早い段階からのキャリア教育・学び直しの機会提供】 ・経済的に余裕のない世帯の高校生等が安心して教育を受けられるよう、教育費の負担軽減のため補助金を交付した。 ・25人学級を小学校4年生に拡大。子ども一人ひとりに向き合ったきめ細かな質の高い教育の実現に向けた環境整備を推進した。		
48		イ 地域の居場所づくりの推進	a	b	c	d				
49		ウ 高齢者の健康づくり・生きがいづくり	a	b	c	d				
50		エ 多重債務者に対する心の健康づくり	a	b	c	d				
51		オ ゆるやかなつながりを形成できる社会づくり	a	b	c	d				
53		カ 良質で安定的な雇用づくり	a	b	c	d				
54		キ 早い段階からのキャリア教育・学び直しの機会提供	a	b	c	d				

No	山梨県自殺対策推進計画			R6 項目 評価	R6 施策 評価	R6実施状況	項 a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) 目 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) 評 c: 意図した成果は十分ではない(40%以上80%) 価 d: 意図した成果が上らなかった(40%未満)	施 A: 項目評価で a が30%以上、かつ c,d 無し 策 B: 項目評価で b 以上が60%以上、かつ d 無し 評 C: 項目評価で b 以上が60%以上だが d 有り 価 D: 項目評価で b 以上が60%未満
	柱	施策	項目					
55	(4) 相談 支援 の 充 実	①相談機能の 強化	ア 相談窓口の周知(再掲)	a	b	c	d	【イ 自殺防止に関する相談】 ・こころの健康相談統一ダイヤルを365日24時間体制で実施した。 【ク 中小企業金融相談員の配置】 ・中小企業金融相談員が、融資制度の案内や、様々な金融に関する相談に対応。述べ相談件数515件。 【サ 大規模災害時における心のケア】 ・DPAT研修(1回)、DPAT運営委員会(1回)を開催。活動拠点本部立ち上げ演習等を行った。 【ス 性犯罪・性暴力被害者への支援】 ・県警察本部ホームページ等に相談先電話番号等を掲載し、24時間で相談対応体制を確立。合計46件の相談が寄せられた。主には女性警察官が対応し、発生地を管轄する警察署等と連携を図り、相談者の意向により、事件化に至った案件もあった。 【セ ひとり親家庭に対する支援】 ・各保健福祉事務所において計7名の母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭に対し、相談内容に即した情報提供や指導等を行った。 【ソ 就労に関する相談】 ・やまなし・しごと・ブラザ及びサテライトにおいて、キャリアカウンセラーが就職に関する悩みや不安など2,021件の相談に応じた。 【タ 妊産婦のメンタルヘルス体制の強化】 ・産後4ヵ月までの母子を対象とした宿泊型産後ケアや、24時間通年対応の助産師による電話相談により産前産後の母親を支援した。 24時間電話相談 年間784件、産前産後育児従事者研修会 2回開催、産前産後ウェルビーイングセンター相談件数 約300件 ・市町村が実施主体となる産婦健康診査事業において、エジンバラ検査(産後うつ質問票)により、産後うつ等を早期に発見し、産前産後ケアセンター等の活用につなげて産後うつ等の改善を図った。 【チ 子育てに関する相談】 ・子育て相談総合窓口「愛称: かるがも」が関係機関等と連携を図りながら、傾聴を中心とした相談を実施。電話相談671件、面接相談10件、カウンセリング68件、合計749件。うち電話相談対象児: 0歳~12歳349件、中学生以上322件。 【ツ 子どもの心のケア】  ・中央児童相談所、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、特別支援学校、4つの施設を集約した子どものこころサポートプラザにおいて、各施設のスタッフが緊密に連携しながら、相談から治療まで、ニーズに応じた迅速で一貫した手厚い支援を提供した。センター長を中心とした連携推進会議(計4回)およびチーム会議(計5回)を実施。 【テ 児童虐待の防止】  ・児童福祉司等に対する研修を通じ、児童相談所や市町村の体制強化や専門性の向上を図るとともに、児童虐待防止推進月間(11月)において、児童虐待防止法に定める児童虐待の通告義務や相談機関、子どもの権利について周知。児童虐待防止動画について、テレビスポット60本(YBS30本、UTY30本)、YouTubeにて配信。YouTube表示回数 279,995回、再生回数 79,847回。 【ト 社会的養護の下で育った子どもに対する支援】  ・施設退所者が安定した生活を送り、就職活動についても的確なサポートを提供できるよう、支援計画の策定や生活相談支援、就労相談支援等を実施。支援計画の作成 19人、生活相談支援 延べ3300件、就労相談支援 延べ146件、講習会の開催 5回、自助グループ活動 6回、退所予定児童・退所者関係会議等出席 50回。 【ネ 生活困窮者に対する相談】 ・県及び市に設置した生活困窮者自立相談支援機関において、生活困窮者を対象に就労の支援など自立に関する様々な問題について237件の相談に応じた。
56			イ 自殺防止に関する相談	a	b	c	d	
57			ウ 精神保健福祉に関する相談	a	b	c	d	
58			エ 生活に関する相談	a	b	c	d	
59			オ ひきこもりに関する相談	a	b	c	d	
60			カ 依存症に関する相談	a	b	c	d	
61			キ がん患者等に対する支援	a	b	c	d	
62			ク 中小企業金融相談員の配置	a	b	c	d	
63			ケ 自殺対策従事者への心のケア	a	b	c	d	
64			コ 家族や知人等を含めた支援者への支援	a	b	c	d	
65			サ 大規模災害時における心のケア	a	b	c	d	
66			シ 配偶者等からの暴力に関する相談	a	b	c	d	
67			ス 性犯罪・性暴力被害者への支援	a	b	c	d	
68			セ ひとり親家庭に対する支援	a	b	c	d	
69			ソ 就労に関する相談	a	b	c	d	
70			タ 妊産婦のメンタルヘルス体制の強化	a	b	c	d	
71			チ 子育てに関する相談	a	b	c	d	
72			ツ 子どもの心のケア	a	b	c	d	
73			テ 児童虐待の防止	a	b	c	d	
74			ト 社会的養護の下で育った子どもに対する支援	a	b	c	d	
75			ナ 労働相談員の配置	a	b	c	d	
76			ニ 農業従事者に対する支援	a	b	c	d	
77			ヌ 認知症に関する相談	a	b	c	d	
78			ネ 生活困窮者に対する相談	a	b	c	d	
79			ノ 新型コロナウイルス感染症への対応	a	b	c	d	

第3期山梨県自殺対策推進計画 取組状況一覧表

No	山梨県自殺対策推進計画			R6 項目 評価	R6 施策 評価	R6実施状況	項 a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) 目 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) 評 c: 意図した成果は十分ではない(40%以上80%) 価 d: 意図した成果が上らなかった(40%未満)	施 A: 項目評価で a が30%以上、かつ c,d 無し 策 B: 項目評価で b 以上が60%以上、かつ d 無し 評 C: 項目評価で b 以上が60%以上だが d 有り 価 D: 項目評価で b 以上が60%未満					
	柱	施策	項目										
80	(4)の充実支援	②見守り活動の強化	ア 民間企業等との連携	a	b	c	d	A	B	C	D	【ア 民間企業等との連携】 ・市町村社会福祉協議会や民生委員等と連携し、支援を必要とする生計困難者等を早期に把握するため、定期巡回相談を48回実施し、情報収集と適切な支援への繋ぎの支援を実施した。	
81			イ 難病患者等に対する支援	a	b	c	d						
82			ウ 見守り体制等の構築	a	b	c	d						
83			エ ホームレス対策	a	b	c	d						
84	(5)医療体制の充実	①医療提供体制の整備	ア 自殺防止に関する相談(再掲)	a	b	c	d	A	B	C	D	【ウ 身体科と精神科の連携体制の構築】 ・精神科救急受診相談センターを運営。相談内容が複雑困難化する中、精神科医療に繋げる等、身体科と精神科の連携を図った。延べ相談件数1,414件。 【カ 精神・身体合併症患者への医療提供】 ・身体合併症患者医療提供体制検討会議は未開催であったが、精神科救急連絡調整委員会において消防隊等の関係機関、医療機関等と連携強化を図ることができた。	
85			イ 精神保健福祉に関する相談(再掲)	a	b	c	d						
86			ウ 身体科と精神科の連携体制の構築	a	b	c	d						
87			エ 精神科救急医療体制の整備(再掲)	a	b	c	d						
88			オ メディカルコントロール協議会との協働	a	b	c	d						
89			カ 精神・身体合併症患者への医療提供	a	b	c	d						
90			キ 依存症患者への医療提供	a	b	c	d						
91			②精神科医師等の確保	ア 医療従事者確保のための環境整備	a	b	c						d
92	イ 認定看護師の確保	a		b	c	d							
93	(6)スクワレルの対策強化	①自殺多発地域における自殺対策の推進	ア 水際対策	a	b	c	d	A	B	C	D	【ア 水際対策】 ・青木ヶ原樹海において新たにドローンを活用した夜間巡回パトロールを開始。企画者複数名の保護にいたった。 ・自殺者の多い青木ヶ原樹海、八ヶ岳山麓付近においては、警ら等を強化することにより保護実績を上げている。それ以外の場所でも、通報により認知した自殺企図者に対しては、適切に対応して保護した。	
94			イ イメージアップ	a	b	c	d						
95			ウ 地域における連携体制の強化	a	b	c	d						
96			エ 他の都道府県への周知	a	b	c	d						
97		②自殺発生回避のための体制の整備	ア 精神保健福祉に関する相談(再掲)	a	b	c	d	A	B	C	D	【ウ サイバー空間における情報対策の強化】 ・認知したインターネットを介した自殺に関する情報に対し、速やかに発信源や自殺企図者の特定等の調査を実施し、自殺企図者の発見、保護等の対応を図った。 【ケ 自殺再企図の防止】 ・一命を取り留めた自殺企図者に対し、救急搬送された病院での支援や関係機関の支援を充実させるため、ライフコーディネーターの派遣や再企図防止のための携帯型カードの配布を行った。	
98			イ 自殺者の親族に対する支援体制の充実	a	b	c	d						
99			ウ サイバー空間における情報対策の強化	a	b	c	d						
100			エ 依存症対策の強化(再掲)	a	b	c	d						
101			オ 薬物乱用防止対策の強化(再掲)	a	b	c	d						
102			カ 多重債務者に対する心の健康づくり(再掲)	a	b	c	d						
103			キ 生活困窮者に対する支援(再掲)	a	b	c	d						
104			ク ホームレス対策(再掲)	a	b	c	d						
105			ケ 自殺再企図の防止	a	b	c	d						
106		対未遂者等支援に	①自殺未遂者等に対する支援	ア 研修の実施	a	b	c	d	A	B	C	D	【イ 情報の共有】 ・サイバー犯罪部門及び県の「心の健康相談統一ダイヤル」で認知した自殺企図者の情報については、ほぼ相手方を特定し、自宅を訪問するなどして安否確認を実施し、自殺を防止することができた。 ・自殺企図者が利用するサイバー空間のメディアは多様化し、匿名性が高くなっていることから、相手方の特定は困難になってきているが、サイバー犯罪部門の努力により、ほぼ相手方を特定できている。
107				イ 情報の共有	a	b	c	d					
108	ウ 自殺再企図の防止(再掲)			a	b	c	d						
109	自殺者等の支援に	①自殺者の親族等に対する支援	ア 自殺者の親族に対する支援体制の充実(再掲)	a	b	c	d	A	B	C	D	【ア 自殺者の親族に対する支援体制の充実】 ・自殺者の親族の相談に関わる職員向けの研修を実施し、身近な人の自殺を経験した人への心のケアに関する支援体制の充実を図った。	

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

○本県におけるこどもの自殺対策

施策の柱

4

▶ 計画項目

22

▶ 個別事業

50



普及啓発活動の推進

○ 相談窓口の周知

・子ども・若者世代を対象として、Web上で自殺関連用語を検索した者に対し広告を表示し相談窓口を周知

○ 児童生徒に対する普及啓発

・保健体育等の授業での学習
・24時間子どもSOSダイヤルの周知

○ 教職員に対する周知

・自殺防止研修会の実施

○ 違法・有害情報対策の強化

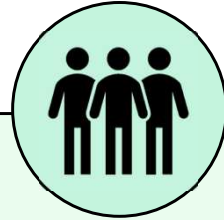
・教職員や保護者等に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクなどへの対策を周知

○ 人権問題等に関する正しい知識の普及

・児童生徒・教職員を対象とした人権・道徳教育、研修会の実施

○ 子どもに関する調査・分析

・年間3回の「諸課題に関する調査」実施による自校の実態把握と課題対応の周知



人材の確保・育成

○ 教育現場等における人材の育成

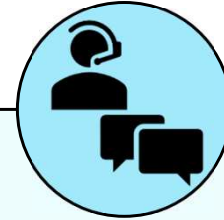
・養護教諭、SC、SSW等を対象とした児童生徒の自殺リスクアセスメントや他機関連携に必要な視点等を習得するための研修会の実施
・研修会を通じた児童生徒からのSOSの受け止め方、対応方法の周知

※SC

→スクールカウンセラー

※SSW

→スクールソーシャルワーカー



相談支援の充実

○ ひきこもりに関する相談

・思春期の不適応行動等に関する精神保健福祉相談の実施

○ 子どもの心のケア

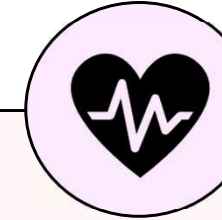
・子どものこころサポートプラザにおいて相談から治療まで一貫した支援を提供
・子どもの権利救済を検討する子ども支援委員会の実施
・ヤングケアラーの支援のための関係機関による連携支援体制の強化

○ 児童虐待の防止

・児童相談所や市町村の体制強化や専門性の向上のため児童福祉司等に対する研修を実施
・児童虐待防止推進月間（11月）における児童虐待の通告義務や相談機関、子どもの権利についての周知
・児童相談所共通ダイヤルやSNS相談窓口の設置
・県警察本部と児童相談所との連絡会議による連携強化
・県警察本部Webサイト等を通じた児童虐待の早期発見、早期通報についての啓発活動の実施

○ 社会的養護の下で育った子どもに対する支援

・児童養護施設や里親、自立援助ホーム等を退所した者に対する相談支援や生活支援の実施



心の健康づくりの推進

○ SCの取組

・全小学校165校、全中学校79校、高等学校12校の計256校へ配置

○ SSWの取組

・各教育事務所に小中学校担当を13名、総合教育センターに高校担当を2名、計15名を配置

○ 関係機関等の連携

・県教育委員会と教育四者及び山梨大学が連携を図り、経験豊富な教員OBによる教育相談を実施

○ 学校におけるメンタルヘルス

・いじめ、不登校、発達課題等に関する面接相談の実施
・24時間対応電話相談の実施
・死にたいと訴える生徒へのケースにあわせた学校での具体的な対応方法の助言の提供

○ SOSの出し方に関する教育

・SOSの出し方教育の実施

○ しなやかな心の育成

・道徳教育の充実に向けた教員対象の研修を実施

○ SOSの受け止め方に関する普及啓発

・小中学校、高等学校の生徒指導担当者、教育相談担当者やスクールカウンセラー等に対するゲートキーパー研修の実施

○ SNSの適正利用などに関する教育体制の充実

・ICT端末やSNSの安全な活用に関する指導、研修会の実施

○ 研修の実施

・公立・私立小中高等学校の生徒指導主事等への自殺予防に係る教育に関する研修の実施

○ 地域の居場所作りの推進

・公民館活動の中で地域住民の居場所づくりのために子どもから大人まで様々な世代が交流できる事業の支援や情報を提供
・町村部に居住する生活保護世帯をはじめ生活困窮世帯等の子ども（中学・高校生）を対象に学習・生活支援を実施
・貧困状況にある子どもの健やかな育成を図るため市町村等と連携し地域の実情に応じた効果的な貧困対策を推進

○ 早い段階からのキャリア教育・学び直しの機会提供

・高等学校等を中途退学した者の学び直しを支援
・経済的に余裕のない世帯の高校生等が安心して教育を受けられるよう入額に要する費用や教科書、学用品、一人一台端末等に係る教育費負担を軽減
・子ども一人ひとりに向き合ったきめ細かな質の高い教育を実現するため公立小学校における少人数教育を推進